

埼玉県高等学校等奨学金に関する条例をここに公布する。

埼玉県高等学校等奨学金に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、高等学校等（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は知事が別に定める専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）に在学する者で、経済的理由により修学が困難であると知事が認めたものに対する奨学金の貸与に関し必要な事項を定めることにより、その修学を支援するとともに、有為な人材の育成に資することを目的とする。

（金融機関の指定）

第二条 知事は、金融機関と協議の上、当該金融機関を前条に規定する奨学金の貸与の事業を行う者として指定するものとする。

（事業の要件）

第三条 前条の奨学金の貸与の事業は、次の要件に該当するものでなければならない。

一 奨学金の貸与を希望する者（口において「貸与希望者」という。）のうち、次のいずれにも該当すると知事が認めた者に奨学金が貸与されること。

イ 高等学校等に在学する者（在学することとなる者で知事が別に定めるものを含む。次号において同じ。）であること。

ロ 親権を行う者又は未成年後見人が県内に住所を有すること。ただし、貸与希望者が成年者であるときは、当該貸与希望者が県内に住所を有すること。

ハ 品行方正であって、学業に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者であること。

二 奨学金の種類は、月額奨学金及び入学一時金とし、貸与の額は、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める額を限度とすること。

イ 国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）又は地方公共団体が設置する高等学校等に在学する者

（1）月額奨学金 月額二万五千元

（2）入学一時金 十万元

ロ 私立の高等学校等に在学する者

（1）月額奨学金 月額四万円

（2）入学一時金 二十五万円

三 奨学金の貸与を受ける者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を中止すること。

イ 第一号イから八までのいずれかに該当しなくなったと知事が認めたとき。

ロ 奨学金の貸与を辞退したとき。

ハ その他奨学金を貸与することが適当でないとして知事が認めたとき。

四 奨学金の貸与を受けた者が奨学金を返還すべき日までにこれを返還したときは、その者に利息の支払を求めないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸与、返還等について知事が別に定めるところにより行うこと。

（事業の経費）

第四条 知事は、第二条の規定により指定した金融機関に対し、予算の範囲内において、同条に規定する奨学金の貸与の事業に要する経費の一部を負担することができる。

（委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成十九年三月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、同年四月一日から施行する。

( 埼玉県高等学校等奨学金貸与条例の廃止 )

- 2 埼玉県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年埼玉県条例第四十一号）は、廃止する。

( 経過措置 )

- 3 前項の規定の施行前に廃止前の埼玉県高等学校等奨学金貸与条例の規定に基づき貸与の決定がされた奨学金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月十三日条例第二十九号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十五日条例第二十八号抄）

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。